

江戸川区長に対して情報公開に関する陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 139 号

受理年月日 平成 25 年 2 月 13 日

付託年月日 平成 25 年 2 月 22 日 (建設委員会)

付託替え年月日 平成 25 年 6 月 24 日 (総務委員会)

陳情者
.

陳情原文 江戸川区の情報公開の在り方について陳情いたします。

行政文書の開示請求により、建築審査会及び情報公開審査会における各議事録を開示願いましたが、各審査会でどのような内容が議論されて結論が成されたのか全くその経緯や過程についての記録がありません。これでは、各審査会の内容が江戸川区民にはまるっきりわかりませんし、情報公開という観点からしても大きく乖離していると存じます。また、江戸川区の予算で各審査会が実施されていることを勘案すれば、江戸川区議会の委員会会議録を手本とし一字一句漏れなく会議内容が記載され、江戸川区民全員が江戸川区のホームページ上よりアクセス可能とすることが望ましいと考えます。現状の各審査会議事録では、参加者名と議題と結論しか記載されていないと申し上げて過言ではありません。江戸川区民に対して積極的に情報公開を実施していくとする江戸川区の基本方針を履行していただきたく存じます。

また、情報公開に関して、情報公開条例に違反する事案がありましたので陳情します。情報公開審査会に対して、虚偽の答申を行い(存在する文書を不存在とした)その答申に基づいた審査会の答申書による江戸川区長の裁決は、誠に不適切であり道理が通らず、ただちに更正を求めるも一向に裁決の更正を実施してもらえません。

これでは、何のために異議申し立てを行い、意見書を提出しているのかわかりません。行政不服審査法に基づく審査請求を東京都知事に実施しているさなかの事件です。審査請求を妨害する行為といっても過言では無いはずですが、その行政文書は存在するはずであることも、情報公開審査会に対して意見書の提出まで行っているのです。10カ月間、存在しないとしてきて、審査会に対して虚偽の答申を行い、その審査会は当方の意見書を無視した答申書を作成して区長に提出し、区長はその虚偽による答申書により当方の異議申し立てを却下しました。しかし、その裁決を下したのちに、実はその文書は存在しました。開示決定通知書を変更するという担当課長からの文書を送付してきました。これはどういうことなのでしょうか。

つきましては、全てのやりとりをホームページ上で公開していただくことと、江戸川区長の下した裁決の更正について、陳情いたします。